

論文の内容の要旨

論文題目 温室効果ガス削減事業と企業経営戦略に関する研究
氏名 寺西 たから

本論文は、国連気候変動枠組条約締約国会合で先進国と途上国間で南北問題が生じたように経済と環境はトレードオフの関係であるという概念が一般的にある中、環境的価値と経済的価値の両立を目指す経営戦略に取り組む民間企業が出てきたことに着目し、かかる民間企業の推進力により低炭素社会の実現に向けた方策を見出すことを目指すものである。

本論文の構成は 9 章から成る。

第 1 章「序章」:

本論文は 2 柱から構成されることを説明した。

第 1 の柱は、社会全体が低炭素社会へ向かう動向があるのか、あるのであれば如何なる原動力や構造により動いているのかを明らかにするため、社会に影響を与える主要な構成要素として法律、政策、金融の分野での動向を明らかにすることである。第 2 の柱は、このような社会動向を踏まえ、これまで想定されていなかった経営戦略を取る民間企業が出現したことに着目し、その経営判断の妥当性について検証することであり、分析の目的と方法について纏めている。

第 2 章「経営戦略に対する CSR の浸透」:

民間企業が温室効果ガス削減事業に取り組む場合、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility ; CSR)として取り組むか、自社の技術や製品を使って本業として取り組むかの選択肢がある。CSR として取り組む場合、企業はどのような根拠で実施し、経営戦略にはどのように関連付けているのかについて CSR 理論の体系を踏まえて概括した。第 7 章及び第 8 章で分析対象とする事例が既存の CSR 理論では解釈出来ない事象であることを示すため、CSR 理論を経済学、経営学、比較文化的アプローチの観点から発展経緯も含め横断的に概括、分析した。

第 3 章「脱化石燃料社会に向けた法制度の動向」:

GHG は自然の大気中に一定量存在し、存在自体が人体に即有害では無いため、気候変

動に関する加害者・被害者の特定や被害範囲、GHG と被害の因果関係に関する証明などが困難であり、法律による紛争解決は困難とされてきた。だが、米国を中心に原告適格性、根拠法解釈の整理が進んだ状況を分析した。また、米国では最高裁が GHG を大気汚染浄化法が対象とする「汚染物質」として認定したため、今後は訴訟が広がる可能性があることや投資家保護法と気候変動が結びつき、企業に対する高排出事業に関する気候変動リスクや GHG 関連の情報開示を求める動向について分析した。

第 4 章「脱化石燃料社会に向けた政策動向」:

政策分野において欧米等は GHG 高排出事業である石炭火力発電所の新設について公的資金供与を行わない政策を打ち出し、公的年金基金等の機関投資家の中にはインベストメントの反対の意味である所謂「ダイベストメント」を表明する機関も出てきた。多国間開発銀行 (MDBs) においてもエネルギー支援方針の見直す機関も出てきた。そのような石炭火力事業への制約動向の中、非 OECD 諸国の中には、国内の石炭需要の減退により自国企業の途上国への石炭関連事業進出を支援し、公的支援金額が先進国を抜いて世界最大となった国が出現した問題を示した。COP21 合意事項の達成には、途上国の協力が必要であることを改めて論じた。

第 5 章「脱化石燃料社会に向けた公的ファイナンス動向」:

金融分野において、ダイベストメントのように化石燃料使用を抑制する流れもあるが、他方で低炭素社会推進のための施策も MDBs や公的金融機関を中心に取組まれている。環境事業のリスクを官民で分散するという官民連携(Public-Private Partnership ; PPP) の枠組みを構築することで、民間資金の動員、民間企業の環境事業への参画が促進されることを論じた。

第 6 章「クリーン開発メカニズム(CDM)」:

民間企業の事例を対象に第 7 章及び第 8 章分析、検証しているが、当該企業の実施環境事業が CDM 事業であるため、CDM 制度の概要を纏めるとともに、当制度の潜在リスクと煩雑な問題の実態を明らかにし、制度が想定する削減状況と現実のプロジェクトが直面する実態について示した上で、制度と現実の乖離について論じた。

第 7 章「石炭事業者による環境事業への進出」:

経営学の理論である「競争戦略論」(Porter, 2008)を援用し、分析対象事例の企業が進

出した CDM の特徴を経営学の観点から分析し、業界選択に関する経営判断の妥当性を検証した。検証の結果、CDM は後続者の脅威が極めて低く、参入後領域（業界）内の競争が非常に緩やかであるため、**first-mover advantage**（先行者利得）が高い領域であることが分かった。

第 8 章「共通価値の創造(CSV)の GHG 削減事業への援用分析」:

分析対象企業は、クレジット価格が暴落した後も CDM 事業を継続し、日本から得ていたクレジット収入が京都議定書第 2 約束期間に入り途絶えても（日本は第 2 約束期間には参加しなかったもの）自社努力によりクレジットの発行を続けている。CDM は制度上追加性の概念があり高収益事業は CDM 事業には認められないため低収益事業となるが、クレジット価格が暴落した上、日本からのクレジット収入が途絶えた段階で、「本業」において、「GHG 削減のために」「低収益事業」であり、且つ「コストが回収できない可能性がある CDM 制度由来のリスクを取ってまで」実施する経営行動は、本業における経済的責任を必須とする CSR 理論からも、従来の経営学の戦略理論からも、「社会的価値と経済的価値は相反するもの」という古典的経済学の観点からも解釈が付かない事象となる。だが、近年経済的価値と社会的価値の両立する領域が存在することを示し、かかる領域への事業進出を提案した「共通価値の創造（Creating Shared Value; CSV）理論」（Porter & Kramer, 2011）を用いた。

なお、本研究では CSV 理論に以下の 3 点の修正を加え、GHG 削減事業を対象に CDM 事業以外にも広く援用できる CSV 評価フレームを作成した。

- (1) 先行研究において CSV は理想論であって現実的にはあり得ないのではないかと、「社会的価値」の定義が曖昧であるためこじつけているだけではないかという批判がある。本研究では「社会的価値」を、GHG 削減を念頭に「環境価値」に限定することで定量的に評価できる範囲に限定した。
- (2) Porter は、CSV を実施するため以下の 3 つの方法を提案している。
 - ① 企業の技術等の活用により社会問題を解決する方法、
 - ② バリューチェーンの見直しにより社会的価値も創造する方法、
 - ③ 地域社会におけるクラスター創造により経済価値と社会的価値の両方を創造していく方法

上記②は原材料やエネルギー使用量を削減することでコスト削減（経済的価値）と CO₂ や化石資源使用量の削減（社会的価値）の両方を達成できるとする概念であるが、本研究では、より主旨を厳密に表示するため、CDM の追加性の概念を援用し、「CSV 事業として取り組まなければ実施されていなかったであろう共通価値を生む事業」に限り CSV と認定するという範囲

の限定を本研究では行った。つまり、「Business as usual; BAU(企業はいずれ実施するであろう行為)」で達成されるような電気量の節約等は、本研究では対象外とし、新たな付加価値を生む追加的な取組みのみを CSV に該当する活動とした。

- (3) Porter は、3つの方法について、いずれか1つでも良いし、いくつか組み合わせて実施しても良いとしている。本研究では、この3つを同一表上に記載し、CSV としての取り組み状況の濃淡が一目で見られるよう 1 枚の CSV 評価フレームにした。上記の変更を加え作成した「CSV 評価フレーム」を実際の 2 つの CDM 事業に援用し検証を行った。

作成した CSV 評価フレームを当該事例企業と比較対象企業に応用し、検証した結果、当該事例企業は CSV に該当することが検証された。また、本分析から、経済的価値と環境価値が両立するようにビジネスモデルを多面的に組み立てることで、本事例においては CDM クレジット収入以外の付加価値を創出することが可能であり、事業の持続性を高めることにも繋がったことを構造的に示した。

第9章「終章」:

本研究の成果と論文全体を総括した。本研究の成果は第 1 に社会が低炭素社会を目指し、高排出事業制約強化に進んでいる動的な構造を法律、政策、金融の分野から明らかにした。第 2 に、このような社会動向を踏まえ民間企業の中には内発的に経済と環境の両立する領域へ事業進出を試みる企業が出てきている事象を捉え、各要素の関係を構造的に分析したことである。それにより、民間企業で出現した CSV への取り組みを支える官民連携の構築する上で有効な形態を考察する上で寄与されると考えられることを示唆した。Carbon pricing や高排出事業への規制強化という流れがあるが、他方で民間企業の内発的な CSV 事業進出による GHG 削減も有効であることを本研究では示した。

本研究の新規性は、一般企業向けの経営理論である「競争戦略論」と「CSV 理論」を途上国開発及び気候変動対策事業である国連 CDM 制度の実際のプロジェクトに援用したことである。それにより開発・環境分野の事業において、先進国や公的セクターからの支援が途絶えた後、途上国企業のみで GHG 削減成果を実施継続することが可能である事象構造の事例を提示及び検証した。また、GHG 削減事業については、従来は政府が気候変動関連を主導してきたため、先行研究も主に「制度」に着目してきたが、本研究では、「民間企業」に焦点を当てた。更に直接実務に携わった経験者が日本でも限られる CDM 事業に関して、学術的議論と現実との乖離を提示し、学術研究と金融実務を架橋する独自のアプローチを取った。